

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

平成 28 年 5 月 25 日

多摩市議会議員 向井かおり

多摩市議会議長 萩原 重治 殿

質問項目

農地は都市環境に「あるべきもの」

多摩市の都市農業振興と農地保全施策について

答弁者

市長

受付	平成 年 月 日	No.
	午前・午後 時 分	

項目別質問内容

今年5月13日、都市農業振興基本法に基づく基本計画が閣議決定されました。戦後の新しい農業の道しるべとして、おもに農業者の地位向上や他の産業との生活水準の格差是正を掲げた1961年農業基本法、食料自給率とともに農業や農村のもつ多面的な機能の発揮を盛り込み、初めて都市及びその周辺における農業に関する条項が設けられた99年食料・農業・農村基本法、そして昨年成立した都市農業振興基本法において、ようやく国は都市農業を施策に位置づけました。2007年及び2008年の東京都農業会議の基本法制定を求める決議が大きな弾みになったとされていますが、分散した小さな耕作地であっても農業を継続したいと願う農家や関係者の運動とともに、地域の、顔の見える農家の野菜を食べたい、田んぼや畑のある風景や、そこで育まれる生態系を次の世代に渡したいと願ってきた全国の消費者、生活者の活動の成果といえます。

さて、食料・農業・農村基本法第36条2項では、「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする」と規定し、この頃から既に都市農業の確立はうたわれてはいました。しかしその一方、法に基づき「保全すべき農地」と指定された農地ですら、相続税納税猶予制度、生産緑地の買取り制度などの大きな課題が残されてきました。住宅都市である多摩市の農業をどう育み、農地を次代へと引き継いでいけるのか、作り手と食べてという市民どうしの関係をより一層近づけ、税の問題もふくめ、ともに考え切り開いていく環境をつくらなければなりません。

さて、多摩市は2001年に多摩市農業振興計画を策定し、2009年の改定では「くらしに農をいかすまち 多摩」と多摩市農業の将来像を掲げています。その実現のための3つの基本方針を、魅力・活力ある都市農業の展開、農地の活用、農からの地域づくりとし、都市農業振興施策を市として進めてきました。新法を受け、改めて多摩市の農業振興施策を振り返り、人口減少社会における豊かで健やかなまちづくりについてともに考えるため、以下、質問します。

1. 都市農業としての振興について

①多摩市の農業について、生産量、生産額、農業従事者数、認定農業者数、学校給食納入量、納入品種数及び納入者数、直売所について、振興計画策定以降の推移をお知らせ下さい。

また多摩市農地について、生産緑地及び宅地化農地数、面積の推移についてもうかがいます。

②農業振興、農地保全は複数の所管の施策として掲げられてきました。それぞれの部署の取り組みの成果と、残る課題についてうかがいます。

項目別質問内容

<p>③都市農業振興基本法では、良好な都市環境に農地は「あるべきもの」と位置づけ、3つの基本理念を掲げました。都市農業の多様な機能の十分な発揮と農地の有効活用及び保全、良好な市街地形成における農との共存、国民の理解の下に進めるべきものという基本理念について、多摩市はどのように受け止め計画化するのか、お考えをうかがうとともに、策定のスケジュール、道筋、担当所管についてうかがいます。</p>
<p>④農地法改正、農地にかかる税制の議論の動向と今後の見通しについてうかがいます。</p> <p>また、多摩市では今から21年前の1995年、約30haが生産緑地指定され、都市の中で保全されるべき農地が明確に位置づけられました。当時、営農期間とされた30年目での廃止が懸念されてきましたが、現在の見通しと、追加指定の実績についてお知らせ下さい。</p>
<p>2. ともに取り組む枠組みづくりについて</p>
<p>①現在の多摩市農業振興計画に掲げられている「援農システムの確立」は、高齢化及び人手が足りない農家と、農作業にかかわりたい市民をつなぐ取り組みとして期待されてきました。8年前の多摩市市政世論調査では、11.2%の市民が「援農ボランティアをやってみたい」と回答しています。</p> <p>これまでの取り組みの内容と成果、課題についてうかがいます。</p>
<p>②新法では、多様な機能の十分な発揮を求めています。市内農地では既に現在も、畑での作業が障がいをもつ方の機能回復に役立ち、一ノ宮では子どもや若者が参加しての田んぼのいきもの調査が年4回、継続して行われています。</p> <p>また、市役所下の田んぼでの酒米づくりのための田植えイベント、体験型農園での市民どうしの交流など、土と水、みどりの中での市民の活動は、まさに多様に広がっています。農業者と地域市民がともに農業及び農地の多様な機能に価値を見出すことが、多様な市民のかかわりにつながると考えます。</p> <p>しかし、現在の農業委員会は手続き的な場であり、市民に開かれた話合いの場ではありません。昨年秋には農業委員会法が改正されました。改正の理由と内容、多摩市農業委員会への影響についてうかがうとともに、農業者も市民としてともに話し合える場の創出について、お考えをうかがいます。</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>

項目別質問内容

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

1. 多摩市農業における生産量、生産額、農業従事者数、認定農業者数、直売所数（振興計画策定以降の推移がわかるもの）
2. 学校給食納入品種数および納入量および納入者数
3. 生産緑地及び宅地化農地の農地数、面積数の推移、廃止件数とその面積
4. 生産緑地追加指定申請者数および申請件数、追加指定者数、追加面積（認定せずについてはその理由）
5. 農協委託による援農に関する調査報告書
6. 各年の援農ボランティア応募者数と、終了後のボランティア人数と件数
7. 朝顔市出荷者数の推移
8. 直近の農業委員選挙における各地域候補者数
9. 現農業委員会になってからの議事録縦覧数